

○議事日程 (平成二十五年十二月二十日第三日)

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 諸般の報告
- 日程第三 許可第三号 議案第八十一号 平成二十五年  
度 養老町一般会計補正予算の訂正に  
ついて
- 日程第四 許可第四号 議案第八十六号 平成二十五年  
度 養老町介護保険事業特別会計補正  
予算の訂正について
- 日程第五 議案第七十三号 養老町職員の勤務時間、休暇等に  
関する条例の一部を改正する条例  
について
- 日程第六 議案第七十四号 養老町法定外公共物管理条例等の  
一部を改正する条例について
- 日程第七 議案第七十五号 養老町道路占用料等徴収条例の一  
部を改正する条例について
- 日程第八 議案第七十六号 養老町営住宅管理条例の一部を改  
正する条例について
- 日程第九 議案第七十七号 町道路線の廃止について
- 日程第十 議案第七十八号 町道路線の認定について
- 日程第十一 議案第七十九号 町道路線の変更について
- 日程第十二 議案第八十号 平成二十五年養老町公共下水道  
事業特別会計の繰入れの変更につ  
いて
- 日程第十三 議案第八十一号 平成二十五年養老町一般会計補  
正予算
- 日程第十四 議案第八十二号 平成二十五年養老町国民健康保

○本日議事日程

- 日程第十五 議案第八十三号 平成二十五年養老町立食肉事業  
センター特別会計補正予算
- 日程第十六 議案第八十四号 平成二十五年養老町上水道事業  
会計補正予算
- 日程第十七 議案第八十五号 平成二十五年養老町公共下水道  
事業特別会計補正予算
- 日程第十八 議案第八十六号 平成二十五年養老町介護保険事  
業特別会計補正予算
- 日程第十九 発議第四号 中国による防空識別圏設定に抗議  
し撤回を求める決議について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

- |      |       |
|------|-------|
| 議長   | 田中敏弘  |
| 一 番  | 岩永義仁  |
| 二 番  | 長澤龍夫  |
| 三 番  | 大橋三男  |
| 四 番  | 三田正敏  |
| 五 番  | 吉田太郎  |
| 六 番  | 早崎百合子 |
| 七 番  | 野村永一  |
| 八 番  | 田中敏弘  |
| 九 番  | 松永民夫  |
| 十 番  | 皆川雅子  |
| 十一 番 | 中村辰夫  |
| 十二 番 | 岩瀬進   |

十三番 水谷久美子  
 ○欠席議員 なし

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝
副町長	西脇正博
教育長	並河清次
総務部長兼企画政策課長	問山孝通
総務部総務課長	田中信行
総務部税務課長	渡邊章博
住民福祉部長	日比重喜
住民福祉課長	松永博孝
住民福祉課長	野村博治
住民福祉課長	高木久之
生活環境課長	柏渕裕昭
産業建設部長	川地豊己
農林振興課長	
産業建設部長	加藤敏博
商工観光課長	
産業建設部長	伊藤博文
産業建設部長	
水道建設部長	西脇和信

会計管理者兼 会計課長	安藤淳一
教育委員会事務局 長兼生涯学習課長	藤田実芳
教育委員会 教育総務課長	佐藤昌子
教育委員会 スポーツ振興課長	伊藤公一
消防長	堀田明男

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会議務局長	山中秀樹
議会議務局書記	川地洋子
議会議務局書記	稲川諭実彦

(開議時間 午前九時三十分)

○議長(田中敏弘君) おはようございます。

平成二十五年第四回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴席の皆さんも、よろしくお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

ただいまから平成二十五年第四回養老町議会定例会を再開し、

本日の会議を開きます。

○議長（田中敏弘君） それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、九番 松永民夫君、十番 中村辰夫君を指名します。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第二、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

なお、本日、町長より議案の訂正の請求がされ、また議員より決議案が提出されましたので、本日審議いただきます。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第三、許可第三号 議案第八十

一号 平成二十五年度養老町一般会計補正予算の訂正について及び日程第四、許可第四号 議案第八十六号 平成二十五年度養老町介護保険事業特別会計補正予算の訂正についての二議案を一括議題といたします。

なお、本案は訂正理由の説明後、議案ごとに逐次採決いたします。

町長より訂正理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました許可第三号

議案第八十一号 平成二十五年度養老町一般会計補正予算の訂正について及び許可第四号 議案第八十六号 平成二十五年度養老町介護保険事業特別会計補正予算の訂正につきまして、その概要を説明させていただきます。

なお、訂正箇所は原案数字を赤の二重線で抹消し、その上に訂正金額を朱書きしております。

許可第三号 議案第八十一号 平成二十五年度養老町一般会計補正予算の訂正について。

議案第八十一号 平成二十五年度養老町一般会計補正予算を訂正したいので、養老町議会会議規則第二十条の規定により、別紙のとおり許可を求めるものとする。平成二十五年十二月二十日提出。

許可第三号 議案第八十一号 平成二十五年度養老町一般会計補正予算の訂正については、介護保険事業特別会計補正予算の訂正に伴うものであります。

まず、三ページの歳出、民生費の社会福祉費、目社会福祉総務費では、今回の介護保険事業特別会計補正予算の訂正に伴い、繰出金が四百二十四万二千円減額のマイナス三百四十七万四千円となり、それに伴い、歳入の繰越金四千三百三十四万九千円を三千七百七十七千円に訂正いたたくものでございます。したがって、議案第八十一号 平成二十五年度養老町一般会計補正予算の補正額は二億八千二百九十七万七千円から二億七千八百七十三万五千円に改め、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百一億二千四百九十九千円のところを百一億一千七百六十七万七千円に改めさせていただきます。

以上で、許可第三号 議案第八十一号 平成二十五年度養老町一般会計補正予算の訂正についての提案説明とさせていただきます。

次に、許可第四号 議案第八十六号 平成二十五年度養老町介護保険事業特別会計補正予算の訂正について。

議案第八十六号 平成二十五年度養老町介護保険事業特別会計

補正予算を訂正したいので、養老町議会会議規則第二十条の規定により、別紙のとおり許可を求めるものとする。平成二十五年十二月二十日提出。

平成二十五年養老町介護保険事業特別会計補正予算の総額は、六百三十六万九千円については変更はございませんが、財源充当科目及び補助対象経費の算定誤りにより訂正するものでございます。

具体的には、国の補助率が二五％から三九・五％、県・町からの繰入金負担率が一二・五％から一九・七五％と率が変わるとともに、財源としては支払基金交付金が対象とならないなど、正しい補正率、財源で数値を整理させていただきました。

まず、三ページの歳入では、国庫支出金及び県支出金では、誤って計上した目を削除し、それぞれ正しい目に新たに計上し、支払基金交付金については削除させていただきました。

四ページの繰入金でも、同様に誤って計上した目を削除し、正しい目で新たに計上し、一般会計繰入金では金額の訂正をさせていただきます、これらの金額の訂正に伴い、財源調整として繰越金の額を七十二万八千円から百六十八万九千円に訂正させていただきます。

次に、五ページの歳出では、歳入の金額の訂正に伴い、補正額の財源内訳をそれぞれ正しい金額に訂正させていただきました。

以上で、許可第四号 議案第八十六号 平成二十五年養老町介護保険事業特別会計補正予算の訂正についての提案説明とさせていただきます。

以上でございますが、このたびは重要な議案書の訂正をお願いすることとなり、まことに申しわけございませんでした。よろしく取り扱ってくださいますようお願いいたします。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

お諮りします。

日程第三、許可第三号 議案第八十一号 平成二十五年養老町一般会計補正予算の訂正については、許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、本案は許可することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第四、許可第四号 議案第八十六号 平成二十五年養老町介護保険事業特別会計補正予算の訂正については、許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、本案は許可することに決定いたしました。

○議長（田中敏弘君） 次に日程第五、議案第七十三号から日程第十八、議案第八十六号までの十四議案については、議会初日に提案理由の説明が済んでおりますので、上程後、直ちに質疑に入ります。

○議長（田中敏弘君） それでは、日程第五、議案第七十三号 養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 九番 松永民夫君。

○九番（松永民夫君） 三条第二項の中で、八時間を七時間四十五分に改めるといふことで、国に準ずるといふ説明を受けたわけですが、簡単に申しますと、八時間勤務が七時間四十五分の勤務になるということでしょうか。

それに伴って、十五分が勤務時間から外れると理解をすれば、給与との整合性の関係をお尋ねいたします。

そして、国に準ずるといふことですが、この時短の意図をお尋ねいたします。

○議長（田中敏弘君） 田中総務課長、答弁。

○総務部総務課長（田中知行君） ただいまの松永議員の御質問にお答えいたします。

勤務時間については、松永議員がおっしゃられましたとおり、八時間が七時間四十五分になるといふことでございます。

それから、その関係で休憩時間が十五分延びると。要は、役場の開庁時間については八時半から十七時十五分ということでございますので、それについては行政サービスを落とさないということでございますので、勤務時間は十五分縮減しますけれども、休憩時間を長くとって、今までと同様のサービスを行うということでございます。

それから、勤務時間の改正を行った趣旨につきましては、職員の勤務時間、その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に均衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないといった形で、地方公務員法に定めてございますので、そういったものを鑑みて、今回改正をさせていただいたものでございます。

それから、給与の関係でございますが、十五分勤務時間が短く

なるということ、一時間当たりの給与については、その分単価は高くなります。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に日程第六、議案第七十四号 養老町法定外公共物管理条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 今回、二十四条例が来年四月一日から消費税の三%アップにより改正するという提案ですけれども、前年実績でどれくらい増収になると試算しましたか。

次いで、オンデマンドバスの運賃もこの対象になると考えます

が、今議会に上程しなかった理由をお聞きします。

○議長（田中敏弘君） 田中総務課長、答弁。

○総務部総務課長（田中知行君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えいたします。

今回の消費税相当分による条例改正でございますけれども、現段階においては、まだ増収分については試算しておりませんので、新年度予算の中で、どういった形で反映されるか、検証してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 水谷議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、オンデマンドバスの使用料につきましては、消費税の課税対象とはなっておりませんが、現行二百円という料金を、今後も含めまして、二百円という料金は一定の料金として扱っていきたいと思っておりますので、消費税は含まれていないということ、これからも二百円としていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） この転嫁分は、法的に対応納付し、国や県に納付する義務はございますか。

また、転嫁しなかった場合のペナルティーはありますか。

二〇一五年十月には消費税を一〇％に引き上げるとも思案されているわけですが、町長はこの消費税、逆進性の税だとは思われませんか。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 消費税でございますけれども、これは御存

じのとおり、幅広くというようなことでございますが、逆進性という意味をもう一度御説明いただけるとはつきりお答えできません。思いますけれども、こういった意味での逆進性でございます。今、逆進性の税だというふうに質問されたと思えますけれども。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） つまり所得の低い方、高い方にかかわらず税を上げていくわけでございますね。本来なら、所得の低い人にはそれなりの税の均衡性ということで対応できるというふうですけれども、特に消費税は低所得者層に非常に重く負担がかかると。また、中小零細業者の皆さんにとっても死活問題になっていくと、こういうふうな税であると私は認識しておりますけれども、そういう意味での表現でございます。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 消費税の趣旨からすると、幅広く一般的に徴収するというような考え方の税だというふうに認識をしております。

確かに、低所得者には低税率というような考え方もございますけれども、それはそれで所得税等、収入に応じた税もございませう。そういった意味で、消費税の考え方というのは、幅広く一律に平等にというような意味でございますので、逆進性というような言葉になるかどうかは私も判断しかねますけれども、妥当な税だというふうに私は考えております。

○議長（田中敏弘君） 田中総務課長、答弁。

○総務部総務課長（田中知行君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えいたします。

消費税を国・県に納めるかということでございますけれども、

水道料金等については国に消費税を納めるものでございますし、  
そうでないものもございますということでございます。

それから、ペナルティーについては、現在のところ聞いており  
ません。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十二番 岩瀬進君。

○十二番（岩瀬 進君） 今回、消費税の動向でこうした形の表現  
がされたわけですが、四十三ページのところの字句で、一つ御説  
明をいただきたいと思えます。

養老町の簡易水道についての解釈をお聞きしたいと存じます。

四十三ページにありますように、第四条関係で、別表を次のよ  
うに改めるといふ、この分担金の徴収の中の解釈として、養老町  
営簡易水道、西小倉簡易水道加入者を除くといふような文章が入  
っているわけです。これはどういう解釈をするべきなのか教えて  
いただきたいと存じます。

いま一つは、昨年六月、私も一般質問をしているんな提案をし  
たわけですが、これも今日までに簡易水道に対します基本料金、  
また分担金、給水料金の加算料金に対する指導をしたのかどうか、  
その点も含めて御返答をいただきたいと存じます。

○議長（田中敏弘君） 西脇水道課長、答弁。

○産業建設部水道課長（西脇和信君） 今の、岩瀬議員の御質問に

お答えいたします。

まず、四十三ページの養老町営簡易水道と西小倉簡易水道、こ  
の養老町営簡易水道は、西部簡水が入っております。それと、西  
小倉は現在簡易水道ではありませんが、養老町の簡易水道の中には  
入っておりますので、除くとなっております。

続きまして、料金の加算で、今回は消費税相当分だけ上げさせ  
ていただいたんですが、今年の七月十一日に西部簡易水道役員会  
と、七月二十四日には総会を実施いたしました。そのときに、消  
費税アップの話は提案いたしました。要は、内容で三%上げる場  
合、五%上げる場合、八%上げる場合の試算はいたしまして提案  
いたしました。

なお、今、石綿管が約三・七キロ残っております。それで、布  
設がえには約八千万から一億ぐらいかかる予定であります。今年  
度の改正といえますか、役員会と総会を七月に予定しております  
ので、布設がえに必要な経費等についても提案していきたいと思  
っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十二番 岩瀬進君。

○十二番（岩瀬 進君） この簡易水道の組合、七月十一日に役員  
会、いろんな形で一つの提案をしたということでございますが、  
基本的には議会でも承認いたしておりますように、簡易水道、町  
営の簡易水道ですが、漏水が激しく、先ほどありましたように三  
千七百五十メートルはただ漏れであるといふような形の西部簡水  
が、三十七、八年もたったときの現状の今報告があったわけでご  
ざいます。それにつきましても、いろんな基金から、ことしは  
議会も承認いたしました。四千七百万円ある基金を一千万円  
削ってそれに充てる。三千七百五十メートルやるまでに全ての基  
金を使い果たし、なおまた、今御承知のように、大きな形の給水  
管の配水管が要るといふ現状でございます。

そういう中で、いまだにそうしたことの基本水量、一月当たり  
十五トンまで八百七十四円、上がっております。基本水量の一立方  
は二十円と、七分の一で供給するといふような現状が果たして理

解できるのかどうか。そこら辺を私は厳しく理解を求め、これを昨年の六月、私は五年以内で実行されるべきだというような提案をしたわけです。これにも、今回だけは、基本的には消費税の値上げだけでこうした提示がされておるわけですが、この点について、町長は前向きに検討して、組合に対してそういう中の理解を求めていくというような御返事をいただきました。

五十一年十一月五日から料金が上がっていない現実だけは忘れてはいけません。その点について、町長のこれからの方針についてお尋ねをする。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 西部簡水については、議員のお尋ねのとおり、上水道との開きが余りにもあり過ぎるといふことと、それから管の布設がえ等に多大な金額を要するといふことで、私どもの考えとしては、消費税一〇%になるまでの間に、そういった話し合いを重ねて、少しでも上水道に近づけるように、また上水道と一緒にされるような形で話し合いを進めていきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず反対の討論を許可します。

討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） オンデマンドバスの答弁に見られるように、現在は十円の消費税を含め二百円で運行しているわけでは

ね。来年の四月から十六円で、二百円で運行しますよというのは非常に苦しい答弁で、こんなことが町の裁量でできるんですね。非常にできるんです。そのことが明白になったと思います。

ですから、社会保障の確保と税制の抜本改革というふうな提案で言われましたけれども、今回の二十四条例の中には、町民の生きがいや、またきずなの拠点である公共施設、そして命をつなぐ簡易水道や上水道の使用料金などのアップでございます。

私は、先ほどのオンデマンドバスに見られるような町の裁量ができるということですので、そういう意味からもこの条例には反対をいたします。

○議長（田中敏弘君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中敏弘君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） ただいま水谷議員が反対討論をされましたが、オンデマンドバスの現行二百円が十一月から施行されております。利用者、特に高齢者の方を考えますと、ここで消費税をもう一度値上げをするということになれば、いろんな混乱が想定されます。その観点から見ても、もうしばらく二百円で現状維持していただくということが大切だろうと。

今後一〇%になったときに、今、水谷議員がお話しされるような、そのときにもまた現行二百円でされるということであれば、水谷議員が指摘されることも一つ要因であろうかと思えますが、この消費税というのは、先ほど町長の御説明にもありましたように、平等に広く御負担をいただくという観点がございまして、その点からいっても、この消費税の値上げ分を認めるということでは、賛成を私はしたいと。賛成討論とさせていただきますと思います。以上です。



○議長（田中敏弘君） 他に討論ありますか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第七、議案第七十五号 養老町

道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 前年度実績でどれくらいの税収を試算

されていますか。

○議長（田中敏弘君） 伊藤建設課長。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 水谷議員にお答えをいたします。

ます。

この占用料につきましては、一カ月未満の分でございます。一カ月以上については消費税のほうが無税の対象になっておりますので、課税対象としては一カ月未満の占用料ということになります。二十四年度実績についてはありませんでした。

二十五年度は一件ございまして、一カ月未満の占用料、例えば

どういふことかといふと、建設現場におきます道路上に置く仮設足場、それから同じような感じで敷き鉄板、そのような物件でございまして、二十四年度はありませんでした。二十五年度は今のところ一件あります。

そのような感じで、比較的頻繁なものではないというようなお答えとさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） それでは、直接これは町民には関係がないわけですが、電柱などの占用料についてはどういふ

うな対応になっていきますか。

○議長（田中敏弘君） 伊藤建設課長、自席で答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 電柱につきましては、今言

いました一カ月未満に、例えば仮に占用するというような事例は今までもありませんし、そのようなことはありません。というこ

とは、基本、今の道路にあるような電柱につきましては、一年間

の期間の占用になります。それで、一年間の分につきましては、先ほど申しましたように非課税扱いとなっておりますので、単純

に占用料だけいただいている形になります。今回の条例はその

非課税分については触れておりませんので、上げさせていただいていないという形になります。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に日程第八、議案第七十六号 養老町営

住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 施行期日ですね、一月三日からという

ことで、いろいろな施行期日がありますが、一月一日から施行ということが多いわけですが、一月三日の根拠についてお尋ねします。

○議長（田中敏弘君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 施行日の期日につきましては

は、今変わっておるといような状況がございますので、なるべく早く、議決を得ましたらというようなことで……。

〔発言する者あり〕

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 済みません、ちよつと私の

勉強不足でございます。

○議長（田中敏弘君） 西脇副町長、答弁。

○副町長（西脇正博君） 大変ご無礼をいたしました。

先ほどの水谷議員の質問に御回答させていただきます。

町長のほうから提案説明でも申し上げておりますけれども、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が平成二十五年七月三日に公布をされております。同日から起算をして六カ月を経過した二十六年一月三日から施行するというところでございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に日程第九、議案第七十七号 町道路線の

廃止についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に日程第十、議案第七十八号 町道路線

の認定についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に日程第十一、議案第七十九号 町道路

線の変更についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に日程第十二、議案第八十号 平成二十

五年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についてを

議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に日程第十三、議案第八十一号 平成二

十五年度養老町一般会計補正予算を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中敏弘君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 二つのことについてお伺いいたします。

今回、学校の教員用のパソコンを買いかえるというものがありませんが、つい先日も議会において、小・中学校用のパソコンを買いかえるというものがありませんが、なぜこのように小出しにパソコンを買いかえていくのですか。こんなに短い間に少しずつ購入するよりも、一度にまとめて買いかえるほうがコストが安くなると思うのですが、そのところをどのようにお考えですか。

次に、残業代の賃金の未払いに関する補正予算が各ところに出ています。これについて幾つかお尋ねいたします。

職員の残業代の未払い問題への対応で、今回補正予算が上がってきているわけですが、この件について幾つかお尋ねしていきます。

まず、今回問題となったような残業時間を過少申告するようになったのは、新聞等の記事によりますと二〇〇九年度からということですが、これは間違いありませんか。

次に、議会全員協議会の中でだったと思いますが、報告では、職員組合との話し合いの上での合意により、問題となった残業代の過少申告を行うシステムになったとのことですが、間違いありませんか。

三つ目ですが、今回のようなシステムになってから、組合との協議の際に、この件に関する要望は出ていませんか。

以上についてお答えをお願いします。

○議長（田中敏弘君） 佐藤教育総務課長、答弁。

○教育委員会教育総務課長（佐藤昌子君） ただいまの岩永議員の

質問にお答えいたします。

教育委員会として保有するパソコンの台数は、四百三十六台あります。そのうち、サポート期間が終了するウィンドウズXPに対応しているものが三百四十七台ありまして、これらのパソコンの安全性の観点から、入れかえやアップグレードなどの対応をしております。

平成二十年度以降に購入しました二十台についてはライセンスを保有しておりますので、アップグレードによる対応をいたしました。残り三百二十七台のうち、平成十八年度に整備しました小学校パソコン教室用のパソコン百三十七台については、今年度当初予算により入れかえによる整備を行いました。

平成十九年度に整備しました教職員用のパソコンですが、これにつきましては、外部ネットワークとの不接続及び外部記録媒体の利用制限という形で、平成二十六年、来年度に更新する計画をしておりますが、学校現場から、利用制限に対して、また情

報保護への不安ということで、その解消について強い要望があったということ。また、総務省から地方自治体にサポート期間終了までに更新を完了するように要請が出ているということと、町職員の使用しているパソコンについても、買いかえやアップグレードにより、今年度内に対応を完了する予定であるという情報を得ましたので、今回補正計上し、更新を行うというものでございます。

一括購入したほうがコスト減になるんではないかという御指摘がありましたけれども、このように当初二カ年計画をしておりますので、一括購入ということはできませんでしたということをお答えいたします。以上です。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 岩永議員の、残業問題についての御質問にお答えをさせていただきます。

未払いが起るシステムになったというのは二〇〇九年度からでございます。一時間カットという形で、二〇〇九年度から行ってきたということです。

なお、上限時間一カ月五十時間、一年だと三百六十時間というのを設けましたのは、それと支給割合が異なっていたのは、それ以前からでございます。

なお、この上限五十時間というのは、組合との話し合いの中、それから違法的なものであるところから、上限五十時間については二十五年度から撤廃しております。

それから、組合との合意は間違いないかということでございますけれども、組合とのいろいろな話し合いの中で合意があったものと解釈しているわけですが、新聞でも、書記長との話し合いの中でもそのような発言をしておりますので、私どもとし

ては、そういう合意があったというふうな認識をしております。この件についての要望でございますが、関する要望はございました。ただ、仕事の効率をよく、仕事の効率化を図るという意識改革も必要であるという観点から、管理職も含めて全庁的に取り組む課題ということで、今まで持ち越してきたということでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） まずパソコンの件からですが、XPのサポートが終了することはもう前からわかっていたことなんです。九月議会でも一般質問したばかりですけれども、財産管理の適正化であるファシリテイーマネジメント、これが全然できていないんじゃないかと。必要になるのがわかっていたんですから、二カ年計画と言いますけど、ついこの間の議会ですけれども、何でこんな一度に買ってコストダウンさせるという、家庭では普通にやっている当たり前のことができないのかというのを非常に疑問に思います。

賃金の未払いですけれども、組合からの要望があったということと、町長はこの問題を就任間もないころから把握していたということですよ。なぜ改善しなかったのですか。

それと、組合との合意の上でのことですが、合意であれば合意文書が残っているはずですが、これはあるのですか。

また、この問題は、町の職員の給与を定める条例違反でありますが、同時に労働基準法にも違反しているのではないかと思うわけですが、これについてはどのように考えていますか。

○議長（田中敏弘君） 佐藤教育総務課長、自席で答弁。

○教育委員会教育総務課長（佐藤昌子君） ただいまの御質問でござ

いますが、教育委員会では、パソコンについては、六、七年度で更新を行っておるわけで、整備をしました年度順に小学校のパソコン教室、教職員のパソコン、中学校のパソコン教室を計画しております、それぞれ三千万から四千万の費用が必要であるかと思えます。

ただ、今回のように重なってしまうというケースもございまして、議員が九月の議会でおっしゃられておりましたような総合的視点といえますか、ファシリテーターマネジメントを私はそのように解釈したわけなんです、総合的な観点からも今の三カ年で大きな金額を使うのではなく、さらに複数年により更新するという計画を今後検討していきたいと思えます。以上です。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 残業時間の把握でございまして、新聞等にもお答えしておりますけれども、その件については把握をしておりませんでした。ですから、すぐに撤廃という方向でなく、職員の勤務意識等も改革し、サービス低下にならないようにということで取り組んできたところでございまして。そういった意味で、先ほど御議決いただきました時間短縮といったものも含めて行ってきます。

先ほども申しましたけれども、上限五十時間という約束を撤廃したというところでございまして。

そういうことで、把握はしておりますけれども、改善された時点で撤廃というようなことを考えていたということとございまして。

それから、労働基準法についてでございますけれども、確かに違法な行為であったということで、今回それを撤廃し、十月一日

からの完全支給というような形にしております。非常に申しわけない事実であったというふうに思っております。

合意文書があるかどうかという問題でございまして、合意文書はございません。ただ、その内容を記したものはあるということとございまして。以上でございまして。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 今回の問題発覚により制度が是正され、未払い分に関しては二年分が遡及して支払われることになりました。それ以前の分に関しては、職員は労働の対価がもらえないことになりまして。これは、真面目に働く労働者にとっては、その労働意欲を失わせることにもつながる大失態なわけですが、このことに対する責任はどのように考えられますか。

また、遅延損害金として二百数十万円が支払われます。これは、本来きちんと給与を支払っていけば発生しなかったものです。この遅延損害金を税金で補填することになるわけですが、またも無駄な税金が使われることとなります。この件の処理で使われた職員の労働や文書発送等に係る経費等は、町民にとって多大な損害となるわけですが、これらの被害について、町長は行政のトップとしてどのように責任をとるおつもりですか。

三回目の質疑で、最後なのでつけ加えておきますが、今回の件は条例に反するだけでなく、労働基準法二十四条及び三十七条に抵触するものと考えます。公務員には告発義務があります。ということであれば、早急に今回の件を告発し、責任者にはしかるべき処遇を受けていただきたいと思います。責任とその所在についてどのように考えているか、町長及び給与の担当課である総務課長に回答を求めます。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 責任の問題ということでございますけれども、遅延損害金と法や条例に基づいての支払いということでございますけれども、町民の皆さんには大変申しわけなく思っております。

責任の所在ということになりますと、詳しくもう少し精査しなければなりませんけれども、その責任の度合いがどこまで波及するのかとか、さまざまな面があると思っておりますけれども、そういったものを精査した中で、またお答えをさせていただきたいというふうに考えております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（田中敏弘君） 田中総務課長、自席で答弁。

○総務部総務課長（田中信行君） ただいまの岩永議員の御質問にお答えいたします。

今回の問題で、法や条例に基づいて支払ってこなかったことに関して、大変申しわけなく思っております。今後、こういったことがないようにやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願います。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 九番 松永民夫君。

○九番（松永民夫君） 三点について質問をいたします。

まず一点目ですが、オンデマンドバスの予約業務者を一名増員という説明がございました。今まで試行運転をやってきました、有償運行に十一月から変わったということでございますが、どのような増員の理由なのか、これをお聞かせいただきたいと思っております。

それから、十五ページのようろう湯の関係ですが、百万の補正がされておりますが、ようろう湯の現状と今後の方針をお尋ねいたします。

といいますのも、ようろう湯、今から七、八年前に大改装をしております、そのときにも存続をどうするかというような議論がなされておりますが、その点も踏まえ、質問をいたします。

それから十六ページ、公害対策費の中で、高度処理合併槽の関係でございますが、今年度の現状をお尋ねいたします。

といいますのも、昨年もしも私は地元の方から、もう予算がなくなつたので、申請に行っても断られましたというようなことで、昨年はキャンセルがあつて入れていただきました。ことは補正を組むからそれまで待つてくれというような話がありました。しかしながら、第一次の予算を使い切つた後、いろいろと建築の関係で申請がなされますが、今後どのような対応もされていくのかを踏まえ、お尋ねをいたします。以上です。

○議長（田中敏弘君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 松永議員の御質問にお答えいたします。

このたび補正で、オンデマンドバスの運行委託について、電話予約受付係が今までは一名でございましたが、その分一名、今回ふやさせていただきます。

理由でございますが、オンデマンドバスの運行委託につきましては、昨年の試行運転を始める際、プロポーザル方式による入札で近鉄バスに決まっております。予算査定の時期についても、要はこの試行運転期間中でありまして、そのときは運転手六名と、それから電話予約の受付係は一名とした二十五年度予算で臨んでおつたところでございますが、電話予約受け付けにつきましては、

専用回線で三回線用意しております。結局、朝・昼については三回線、フル回線で動いております。先ほども申しましたように、予算的には一人の予約受付係でございましたので、残りの二名につきましては職員で対応してまいりました。二月、三月と対応する中、職員はほかにも本来の業務がございますので、その本来業務に支障が起きてきたため、四月から一名の予約係を増員して対応し、今回補正をお願いしているところでございます。

○議長（田中敏弘君） 松永住民人権課長。

○住民福祉部住民人権課長（松永博孝君） 松永議員の質問にお答えします。

よろろ湯の現状でございますが、過去三年間の資料がございまして、平成二十二年度の利用者数でございますが、年間で一万三千百四十八人、一日の平均で四十四人、二十三年度の年間の利用者数が一万二千百七十四人で、一日の平均利用者数が四十一人、二十四年度が一万一千二百七十四人で、一日の平均利用者数が三十八人と、今年度の見込みでございますが、年間の利用者数の見込みが一万九百九十八人、一日の平均利用者数が三十七人になると見込んでおります。

今後の対策でございますが、よろろ湯につきましては、町とよろろ湯運営委員会において貸借契約を結んでおりまして、運営はよろろ湯運営委員会がやっております。主な収入源といたしましては入浴券の販売収入でございますので、これも利用者数の減少によりまして年々減っておりますので、この辺のところをよろろ湯運営委員会さんのほうに再考をさせていただくよう依頼したいと思っております。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） 高木生活環境課長、答弁。

○住民福祉部生活環境課長（高木久之君） ただいまの松永議員の

御質問にお答えさせていただきます。

高度処理合併浄化槽の現状でございますが、二十五年度の当初予算につきましては、五千九百八十八万四千円でございます。この財源内訳は、国の循環型社会形成推進交付金が三分の一、岐阜県浄化槽整備事業補助金、これにつきましても三分の一、残りの三分の一が養老町からの持ち出しでございます。それぞれ千九百七十二万円八千円の持ち出しとなります。

これにつきまして、国のほうの循環型社会形成交付金の内示が来てから事業費を交付決定することができませんので、この三分の一ずつが国の分でございますので、ことしの場合ですと四月に交付決定をいただきましたのが五百九十二万二千元でございます。これを三倍いたしました千七百七十六万六千元、これにつきまして交付決定を出すことができます。それで補助金の交付申請がありました分について、この額の範囲内で交付決定をさせていただきます。

それが四月、五月早々ぐらいに来ていたと思うんですけど、その後六月に追加の内示がありました、国の関係ですが、千八百八十四万三千元でございます。合わせまして千七百七十六万五千円の内示をいただきました。これの三倍いたしました五千三百二十九万五千円、これの分の交付決定をさせていただきます。これにつきましても、八月下旬ごろに既に申請分がいっぱいになったというところでございます。

その後、ちよつと県を通じて国に聞きました、養老町の場合、前年度からの持ち越しの、年度間調整というんですけど、国の補助金をもらって使い切れなかった分がございました。それが百四十五万八千円ございましたので、これの三倍した分四百四十万ほど、その分についても交付決定をしてもいいという国の許可



を得ましたので、それにつきましても交付決定させていただきました。これの三回分の国の内示をいただいた額が千九百二十二万三千元です。その三倍いたしました五千七百六十六万九千円が二十五年度の今までに来ました交付決定できる総額でございます。例年ですと、十月に国の補助金を、県を通じまして追加の要望額調査というのがございます。これに今まではさらに要望があった分について要望しておったんですが、例年十月にあるんですが、ことは全然来ないもんで何回か確かめました。きのうも確認しましたところ、この国の循環型社会形成推進交付金につきましては、浄化槽の分についてはこの調査がなかったというふうに確認いたしましたので、県の担当官も言っておりましたけれども、本年度は追加の要望調査、要は追加の内示がある可能性は極めて低いというふうに聞いております。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） ようろう湯についての補足説明を少しさせていただきますが、基本的には運営委員会との約束の中で、大規模改修が起きるときには、もう閉鎖というようなことを約束させていただいておりますけれども、現在、地域の方が憩いの場ということで、利用者増に向けて努力をしておられるという現状でございますので、しばらく皆さん方の努力を見てみたいと思えますし、もちろん町としてもそれに参加させていただいて、皆さん方に御利用いただくような、御利用増につながるような方法があればということを考えているところでございます。

それから、合併浄化槽の件でございますけれども、これは下水

道計画の見直しを当然にしていかなければならないというふうに思っております。けれども、県のほうの下水道計画の見直しが一、二年かかるということもございますので、その中で浄化槽に完全移行していくのかどうかというような問題等も含まれております。ここしばらくは、県の計画の見直しを待って、町としてもその見直しをしていきたいなというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 九番 松永民夫君。

○九番（松永民夫君） 高度処理合併槽の関係ですが、これは要望しておきます。

業者、またそれぞれの施主が建築、新築される場合、合併浄化槽が申請しても受け付けてもらえんというような話を聞きますので、ぜひこれはスムーズに工事も進みませんので、その点を要望しておきます。以上です。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 三番 大橋三男君。

○三番（大橋三男君） 二点についてお尋ねいたします。

十三ページでございますが、財産管理費のうちの、特定財源が補正額三百六十万でございますが、その他財源の百万減をして一般財源で四百六十万という形でございます。街灯費が云々という説明を聞いたような記憶がございますが、その他財源が百万減、この辺の御説明をお願いしたいと。

もう一点でございますが、先ほど一番の岩永議員が質問されましたが、関連でございます。

今後、超過勤務を一〇〇%支払うという方向で進んでおられる

ということですが、その辺の勤務時間の承認、その管理的な体制を再度お聞かせ願いたいと、二点でお願いいたします。

○議長（田中敏弘君） 質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開は十時五十分といたします。

（午前十時四十一分 休憩）  
（午前十時五十五分 再開）

○議長（田中敏弘君） 休憩を解き、再開いたします。  
西脇副町長。

○副町長（西脇正博君） 先ほどの大橋議員の質問に回答させていただきます。先ほどの大橋議員の質問に回答させていただきます。

十三ページの財産管理費のその他財源の百万円減をしておるといってお話でございます。

これにつきましては、土地の売払収入というものを当初百万円をここへ充当しておったわけでございますけれども、御承知のように池辺地区で防災拠点の整備を今しようといましておるわけでございます。十ページの財産収入、一の不動産売払収入というところで、今回の補正で一億五千二百七十九万円を上げさせていたでいておりますけれども、この防災拠点に係る土地の売り払い代金として、このうち一億一千九十一万二千元を見込んでおります。それと、先ほどの減をいたしました百万円をプラスいたしました。十九ページの土木費、河川費の防災拠点事業費、その他財源として一億二千二百万円をここへ充当させていたでいております。百万円をこちらへ充当がえしたということ御理解をいただきたいと存じます。

それから、勤務時間の管理をどうするんだというような御意見だったというふうに思います。

現在、養老町職員の時間外勤務等の取扱規定というものを定め

させていたでいておりますけれども、これを適正に管理運営をしていくということに尽きると思っております。

事前の申告制ということで、きょうはちよつとこうこうで残業をやらせていたでいた、何時までやらせていたでいた、という本人からの申請を課長に届けさせていたでいた。どうしてもそれが終わらないということについては、翌日課長のほうへ時間が延びまして、何時まで延長させていたでいたということ報告するということ形で管理をさせていただくということになっております。

また、これについては人事異動、あるいは事務分掌等の問題等もございまして、ある程度見ないことにはその辺の結果等も出てこないわけなんです、それでも超過勤務時間等がなかなか減らないという状況では、事務分掌の変更、あるいは人事異動等で加味させていただくというような措置もとっていかざるを得ないのではないかなというような考え方をいたしておるところでございます。

また、各課の職員については、極力超過勤務手当を減らす努力をしてほしいということで、それぞれの課のほうからこういう取り組みについて考えていきたいというものも出させておりますので、こういったものも加味しながら運営をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 三番 大橋三男君。

○三番（大橋三男君） システムはよくわかりました。

要するに、課長がその日に確認をするということでございます。帰庁の時間までは、課長が残って見るとまでは言いませんが、やはりその辺のきちつとした承認・確認を課長が日々やら

ないと、これまた一〇〇%支払うことが私は逆に疑問に思うわけ  
でございます。その辺のことを申し述べたいというふう  
に思っております。

それから県庁らでも、特にノー残業デーという  
ような日を設けてやっておりますが、町としてその  
ような対策、考え方があるかどうかについて、  
最後お聞きをいたします。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） さまざまな改善案を、各課各人から寄せてきて  
おります。その中でも、やはりノー残業デー等の採用も検討課題の一つ  
ということでございますし、またどうしても窓口業務となりま  
すと、昼間に所定の事務作業ができないというよう  
なことで、勤務時間を変えていくということも提案を  
させていただきます。そういつたことについても検討しながら、できる限  
り時間内に処理できるような体制をとっていき  
たいというふうを考えておりますので、よろしく  
お願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 三番 大橋三男君。

○三番（大橋三男君） 追加でございますが、やはり事業関係の課  
につきましては、夜間とかそういった残業もあるということもあ  
りますので、代休というような形での対応も認めてもいいんじや  
ないかというふうに考えておりますので、よろしく  
お願いいたします。終わります。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） オンデマンド運行事業費の補正について  
でございます。関連事項でございますけれども、先ほど一名から

二名に変更されたということの説明を受け、理解はできましたが、  
その雇用は正社員なのか、一日雇用なのか。雇用体制のお答えと  
そしてオンデマンドバスの事業に関しては、委員会というのがた  
しかあつたはずだと思ふんですが、今オンデマンドにつきま  
しては、町民の方からいろいろな御意見などあるように私も聞いてお  
ります。その委員会は今回の一名から二名にふえたことにつ  
いても検討されていたのかということ、それから次、十一月から  
本運行になったわけですが、いづろ検討委員会というの  
か、オンデマンドに関する事業に対する委員会を開催されて見直  
しをされるのかということをお尋ねしたいと思ふます。

二点目は、十六ページの民生費の中の児童福祉総務費の出産祝  
い金支給という中に補正が百十万円含まれておられるわけであり  
ますけれども、当初予算では三百八十万円を上げておられます。そ  
れで、二十四年度ではかなり減額した金額かと思つておりますが、  
今回百十万円という補正を組まれたということは、それだけ出生率  
が高いということではあります。当初、前年度より今年度減額され  
た理由についてお尋ねしたいと思います。

それから、十六ページの衛生費の保健衛生費の斎苑費の中に、  
二十六万五千円というのが組み込まれておまして、説明では人  
件費というようなことでお伺いしておりましたが、斎苑にかかわ  
る職員の皆さんの勤務時間と勤務体制というのか、何人そこに常  
駐しておられるのかということをちよつとお尋ねしたいと思  
います。

○議長（田中敏弘君） 伊藤建設課長。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 何について検討するん  
でし

たか、ちよつと聞き漏らしたので、もう一度お願いいたします。

○六番（早崎百合子君） 全体です。それは、いろいろ町民の方

ら御意見を伺っていますので、こういうことも含めながら補正を今度組まれたわけですね。組まれたことについても、検討委員会で検討されたのか、もしくはそれをしなくても、施行のほうで状態を考えながら一名ふやされたのかということ、いろんな意見があるので、次はいつごろ見直しの時期を思っ、委員会なんかを開かれるのかなということを質問しました。

○議長（田中敏弘君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 早崎議員の御質問にお答えいたします。

もともとオンデマンドバスを進めるに当たっては、導入推進委員会がありました。そこで協議をしながら導入をした経緯でございますが、その中で、状況報告は逐次しております。

その中で、先ほども申しましたように、三回線ございまして、朝と昼、昼は厳密に言いますと労働基準の関係で、一名しかいないと休みが空白になるとかいうのもございますので、特に朝と昼は三回線フル稼働の状態です。それで、申しましたように一名の近鉄の職員ということになっておりまして、残り二人は職員が対応しております。

今、有料になりまして若干利用者が減りましたが、常時百三十人以上の利用がございますので、今も三回線動いているときはやっぱり朝と昼はありまして、今は二名にさせていたでいて、一名は今も職員が対応しております。

それで、実際のところ、推進委員会に一名ふやしますというのはかけておりませんが、そういう状況はお話ししております。三回線にふやしたり何かして、もう職員が対応しているというような状況は、その委員会では御報告しております。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） 野村健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（野村博治君） ただいまの早崎議員の御質問でございますが、出産祝い金支給事業で百万円の補正増をいたしております。この事業につきましては、養老町出産祝い金支給事業の実施要綱に基づきまして支給をしている事業でございますが、三子以降のお子様お一人に対しまして十万円を支給する事業でございます。

当初予算の三百八十万でございますが、これにつきましては、当初予算計上する段階で、過去三年分の実績を踏まえ、平成二十二年度は三十八人、平成二十三年度は三十八人、それから平成二十四年が三十三人ということで、過去三年間の最高金額といえますか、三十八人でございますので、三百八十万を当初予算で計上いたしました。

ところが、保健センターのほうで出産予定の方に対しまして母子手帳を発行しております。これで今年度中の出産予定人数がわかりますので、それが四十九名ということで、四百九十万と三百八十万の差額、必要額百万円の補正を今回お願いするものでございます。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） 高木生活環境課長、答弁。

○住民福祉部生活環境課長（高木久之君） ただいまの早崎議員の質問にお答えさせていただきます。

まず清華苑の勤務体制でございますが、臨時職員二名が週四十時間、一般の町職員と同じですが、週四十時間の勤務体制をとっております。ただし、休みの日は友引だけです、友引の日も職員一名が午前中は勤務しておりますので、その辺の休日のやりくりもして対応しております。

あと、この補正額ですが、職員と同じで割り増し賃金、平成二

十三年十月分以降二年間の割り増し賃金の分でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 出産祝いの支給事業につきましては、年々増額になっていることは、少子化の中で大変うれしいことだと思いますし、人口増にもかかわることなので大いに期待するところであります。

それからもう一つ、なぜそういう斎苑の時間のことを申し上げましたかといいますと、今いろいろ町内でも話題になっております中、やはり民間の企業もいろいろ参入し、町営である清華苑に對してもいろいろお話が届くわけでございますけれども、実際私が告別式の時間をお尋ねするのに、電話を清華苑に九時ごろにかけたことが二回ほどありました。全然職員の方にながらなかつたので、ほかへお尋ねするというようなことがございましたので、そういう勤務体制でおられるのかということと、もしや席を外されて電話が取り次げないという場合には、何らかの方法というのかをとっていただけるとありがたいなということを感じたので、質問させていただきます。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 二番 長澤龍夫君。

○二番（長澤龍夫君） 再度確認の意味で質問します。

十六ページの公害対策費、予算額がゼロで、高度合併浄化槽の二十五年度の基数が当初百十一基、現在のところ百九基と、ほぼ一〇〇％に近い数字で補正額はゼロということは再確認してわかりますが、二十六年四月より消費税が五％から八％に値上がりす

るということでございます。そういう中で、駆け込み工事される方が二十五年度は相当数いるんじゃないかなというふうに私は思うわけでございます。そういう中で、二十六年度はまたそれに対して工事の方も少なくなるんじゃないかなというふうに思います。そういう中で、以前にも私のときにあったと思うんですけど、二十六年度の予算を二十五年年度の繰越明許という形で対応できないか。その辺のところを県のほうへも再確認していただいて、できるものなら二十五年度に組んでいただいでできるような形、またそれができるものなら、再度工事業者、並びに申請したい方に広報等でお知らせしていただきたいと思います。回答は要りませんので、その辺のところを再度確認をとっていただきたいと思います。以上、終わります。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 七番 野村永一君。

○七番（野村永一君） 十九ページの土木費の防災拠点事業費について伺います。

当初、議会初日に大まかな町長のほうの説明の中で、この防災拠点につきましては二万一千平米というふうにお聞きしたんですけれども、そちらのほうの防災拠点に対する事業費を盛り込んだというところの中で、内容を精査しますと、まず第一点、この拠点場所が議会に通る前に新聞報道されてここに決定したという、まず場所そのものがあるところで、じゃあ我々議会が知っておるか、町民の皆様が知っておるかというところの中で、なぜこういうふうな議決もしいところか、それはどういうふうな観点でその場所に決まったかということがまず第一点でございます。

それと、一月八日にこの案件に関しては、議会の全協のほうで説明しますということは、いかにもこの議会は何だということの中で、この予算を内容もわからず我々が通すべきかどうかというところで、これは非常に大きな問題というふうに私自身は捉えております。

それと、一億五千三百万何がしの中で、その他が一億二千万円、それから一般財源が三千三百五十五万円の中の、十ページの財産収入の中で不動産売却収入、先ほど副町長の別の答弁の中で、町有土地売り払い代金が一億五千七百九十万のうちの一億二千二百二十万円がこちらの防災拠点の事業費に充てるというところで、この一つの流れからいくと、まず町がこの土地を買って、それを国のほうに売るといふ、本来でしたら、自身はよくわかりませんが、国の事業でしたら、国の予算で買うべきだと思うんです。なぜこれは町が買うんだというふうになります。

あと、この差額の三千三百五十五万五千円の金額は、どちらにどういふふうの用途で計上されたかということをお伺いいたします。

○議長（田中敏弘君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 野村議員の御質問にお答えいたします。

大巻地区で計画しております防災拠点につきましては、木曾川水系河川整備計画に位置づけされた国の事業でございます。近くでは、揖斐川に、大垣市内に二十一年度に防災ステーションというところで完成したのと同じような事業でございます。

養老町では、二十三年九月に地元大巻地区からの設置要望を受けました。それで、木曾川上流河川事務所のほうに協議を行い、前も申し上げました整備計画の中に位置づけされた事業でもあり

ますので、国のほうには迅速な対応で、そのときのお話で、国と町が協力して事業を進めるといふような合意に至っております。

これを受けましたのが二十三年の九月の要望以降でございます。実際には、本格的には本年四月より進めてきたわけでございます。木曾上との計画協議や地元との基本調整を鋭意進めてまいりましたが、整備計画案策定というか、今の御説明に至るものにつきましたは、物理的な時間がやっぱり必要でございます。最近まとまったばかりでございます。このようなこともございまして、議会に対して十分な説明機会が持てなかったことについては、深くおわび申し上げます。

新聞報道の件につきましては、取材申し込みがあり、対応したということでございます。議会中であることや、地元説明会の前であることなどを考えると、認識の甘さから軽率な対応であったと、今反省しております。

補正予算を組みましたやり方につきましては、先ほども申しましたが、国と町で共同で事業を進めているという中で、国の整備事業が大部分ではございますが、一緒に町も協力していくということがございますので、このような、まず町で全用地を買収してから、国の事業分を国にまた買っていただくというような手法が、やり方としても一番合理的というか、スピーディーにできるものでございましたので、これを選択させていただきました。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 七番 野村永一君。

○七番（野村永一君） 今、二十三年九月から地元の要望というところで、当初、町長は池辺大巻地区というお話しですけども、牧田川というのは非常に長いところで、要望があるからそこでと

いうふうな考えも若干私は疑問に思うところですが、やはり、これは防災管理というか、養老町全体のお話の中ですから、もう少し議論を煮詰める必要があったんじゃないかというふうには思います。

これは、急遽国のほうで予算を組み込んでいただきまして、我々の念願の防災拠点をつくっていただくというところは、我々も非常にすばらしいことだというふうには確認しておりますが、再度町長にお聞きしますが、伊藤課長のお話の中で、議会が後になつたことは申しわけなかつた。日にちがなかつたで申しわけなかつたというふうではなく、少なくとも初日からきょうまでの間に説明するための日にちがあるんですから、それは我々も悪かつたんですけれども、説明責任というか、我々も説明を聞く義務もありますもんで、今さらもとに戻りませんけれども、今後このようなことがないことを要望します。お願いですが、絶対あつてはだめというところで、一つ町長に先ほど言いましたけれど、その要望があるからそこだというところを町長はどういうふうに判断されたか、お聞きします。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 要望があつたというのは、それだけ住民の皆さん方の意向が強いということだというふうに解釈をしております。

もちろん皆さんも御存じのように、昭和三十四年に二度も決壊をした場所のすぐ近くであるということ、それから養老町多芸輪の中で一番下に当たる部分であります。その中の精査の中でどの部分かといいますと、やはり緊急輸送道路のあれになっております平田線沿いということと、堤防に接している今尾橋ということでございますので、場所的にも一番適した場所であるというふ

うな判断のもとに、国と協議を重ねながら進めてきたということでございます。これは、単に要望だけの問題ではなく、町としての判断でもございます。以上です。

○議長（田中敏弘君） 議員各位に申し上げます。

質疑は、議題になっている事件に対して行つていただきたいと思ひます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 今まで全て議題になっている質疑をさせていただきますというふうには私は思っておりますが、三点についてお願いしたいと思います。

まず十ページ、財産収入の公用車売り払い代金ですけれども、町の財源確保のために一円でも多くで売り払っていただきたいと思いますが、ゲンちゃんバス二台を含めた車検の状況、そして走行キロ数をお尋ねしたいのと、今回、ネットオークションもお考えなのかという点についてお尋ねします。

二点目は、残業代の未払い額ですけれども、各課での残業時間が把握できたと思いますが、残業が最も多かつた課はどこになりましたか。

それから、行財政改革の名のもとでコスト削減ばかりを重視し、手をつけやすい正職員採用の抑制が大きな残業代を生む要因であると考えませんか。

次いで、町長が冒頭で挨拶をされました斎苑公金横領事件、税の課税ミス、職員の給与の未払い、広幡小学校の、町長は自損事故とおっしゃいましたが、私は自死行為という表現にさせていただきますが、それらに要した公務にも適正化を図るための残業で処理されたと考えてよろしいでしょうか。

それから、十三ページの款三民生費、最後の説明欄の子ども・子育て支援事業についてですけれども、これは委託の内容が、住基ネットに接続し、管理されるシステムではないかなというふうに考えたわけですけれども、これは町民をそういうふう管理する危険を持たせるものだというふうに考えますが、その目的について伺いたいと思います。

○議長（田中敏弘君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 水谷議員の御質問にお答えいたします。

今回。公用車を競売にかけました。提案説明でありましたように、今までのゲンちゃんバス二台と、それから公用車、これは副町長車という扱いでございましたが、その車を入札にかけさせていただきますました。

バスにつきましては、オンデマンドバスの移行も含めまして、切りかえに、すぐ売り払いにかけるほうも考えておりましたが、しばらく保管していたということでございまして、両車両とも車検が切れるので、今回廃止しようかという検討をした結果、したことでございます。

走行距離については、ちよつと今資料をお持ちしていないので、後ほど提出させていただきます。

それから、ネットオークション等につきましてでございますが、先ほども申しましたように、一応ホームページ等のほうは、そういうような公告を出して入札をしているという形ですしております。もしこれからそういう売り払いできる車の対応が出てくるような場合も、今回と同じような対応にしたいと思っております。

○議長（田中敏弘君） 田中総務課長、答弁。

○総務部総務課長（田中知行君） ただいまの水谷議員の御質問に

お答えいたします。

各課別の集計はいたしておりますけれども、それぞれ異動等がございますので、単純に比較することはできないかと思っております。未払い額が一番大きかったのが、時間数で言いますと総務課でございます。それから、一人当たりの支給額となりますと、また金額が違いますので、本庁においては、一人当たりでいきますと、出先になります。包括支援センターが非常に大きくなっております。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） 野村健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（野村博治君） ただいまの水谷議員の質問にお答えいたします。

十五ページの民生費の子ども・子育て支援事業七百五十三万五千円の補正増の関係だと思います。この事業につきましては、議員御指摘のとおり委託料でございます。十三節の委託料で七百五十三万五千円を計上しております。

この関係につきましては、子ども・子育て支援新制度に係る電子システムの構築等の事業ということで、十分の十の補助金がついております。子ども・子育て関連三法に基づく制度の施行に向けてまして、各地方自治体におきまして、一時的に必要なシステムの構築経費ということでございます。

中身につきましては、まだ最終決定ではございませんが、今現在、国のほうから来ています情報によりまして、電子システム、いわゆるシステムベンダーから調達する際に必要となる調達資料の作成ということでございます。保護者のほうから、いろんな保育所とかの申請事務に対する申請の受理とか調査、あるいは利用決定の通知とかといった関連のシステムの改修ということがございます。



以上が七百五十三万五千円の中身でございます。以上です。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） まことに申しわけございませんが、自損事故発言でのお尋ねがあったと思いますが、内容をもう一度お願いできませんでしょうか、水谷議員。

○議長（田中敏弘君） 町長、この件は、委員会の中で調整してありますので、自損は触れなくてよろしい。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 残業代の関係では、一つだけしか答えていただいてないんですね。私は、正職員採用の抑制が大きな残業の要因ではありませんかということと、さまざまな冒頭挨拶で言われた内容に対する公務も残業で処理されたと考えてよろしいかというところを質問したわけですので、それについて御答弁をいただきたいと思えます。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 臨時を入れたことによって正職の残業が多くなったかという質問でございますけれども、そういったことはないというふうには考えております。正職であっても、臨時であつても、受け持つ仕事に対してはやっぱり時間内に片づけるべきであろうというふうに思っております。

それから、本年度さまざま問題がございましたけれども、それに対して残業が多くなったのではなからうかというふうな解釈してよろしいかと思いますが、それについてもですけれども、特段、この件について残業して調査しなければならぬというような問題があるわけではございませんので、大きく関係しているとは思っていません。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 職員の皆さんも、失敗したからこそ、悔しい思いやつらい思いをしたからこそ学び、自治体職員としてたくましく成長されていくものだというふうな思っております。

また、部課の中でそういうふうなことになる場合、公務に対する団結も深まりますし、昨日、私は一般質問の中で、本当にその課で施策が共有されているかということを確認しました。残念ながら、今、座っておられる皆さんは、五年、十年以内には退職というふうな年齢の方たちばかりだと思います。そういう人たちが、次の世代、養老町を担う自治体職員にそれらの施策を本当に共有していただかないと、大変難しい施策については、そのとき限りで終わってしまうと。そういうふうなことを危惧して、きょうは共有されているか、共有されているかということを強調させていただきます。

いろいろな失敗とか、誰でもありますけれども、今回特にそれらは公務的な事務ではなくて、施策の推進、また町の構想の推進の中で、そういう失敗をしてこそ生かされていくというもので、今回の件は、そういう意味では非常に残念なことだなあと思えます。そういうことを言わせていただいて、質問を終わります。

○議長（田中敏弘君） ほかに質問はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） 二十二ページの社会教育費の文化財保護事業の中で、上方地区のイチョウの木、先般の九月の台風十八号によってちよつと壊れたということと、もう一つは、青少年育成費の中で、またこれも同じく船附の元屋敷のほうの修繕事業について

ての報告と、もう一つはイチョウの木とか、文化財保護の、養老町にどれぐらいの木の文化財があるかという報告をお願いしたいです。

○議長（田中敏弘君） 藤田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼生涯学習課長（藤田実芳君） ただいまの吉田議員の質問にお答えします。

町指定の天然記念物の木だけということですので、ちよつとそれは後ほど、また議会事務局のほうへ報告させていただきます。よろしく願います。

それと、青少年のほうは……。

○五番（吉田太郎君） どういう状況であるかということ、修繕。

○教育委員会事務局局長兼生涯学習課長（藤田実芳君） この費用につきましては、総事業費は五十七万七千六百七十七円の総額になるんですけど、現場へ地元の区長さんから連絡がありまして、元屋敷の班長さんに連絡をまたさせていただいて、現場確認というところで、外から中から写真も撮ってまいりました。それをもとにお話をさせていただいて、地元の方に見積書をとっていただき、町へ提出していただいて、その後、精査しまして補正予算とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

屋根のほうは、その部分につきましてはスレートでしたので、はつきり言つてといと一緒にくれております。それで、中へ入りましたら、天井部分が雨漏り状態が見られましたので、それはうちのほうから確認したということを地元の班長さんに連絡させていただき、そちらのほうから見積もりをとっていただくことまで連絡させていただいております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） 時間も大分たつておりますので手短に質問したいと思ひますし、答弁も手短にきちつと答弁をお願いしたいというふうに思っています。

財産収入の関係で、今回、土地売払収入ということで一億五千万二百七十万という金額がここに含まれております。先ほど来ちよつと聞いておりますと、何か基地をつくるための土地とかなんとかという話もここに入っているとかいう話を聞いておりますが、少なくともこの土地の売り払いについては、事前にこういう面積でこういうところと契約しますということぐらいは議会に報告があつてしかるべきだと私は思っておりますが、もし間違つておればお聞かせ願ひたいと思ひます。

この内容について、具体的に土地は何平米で、そしてどこどいうふうな売り払い契約をしたのかということをお尋ねしたいというふうに思っています。以上。

○議長（田中敏弘君） 伊藤建設課長。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 中村議員にお答えをいたします。

まず、この売り払い代金の中で、建設課のほうの大巻の防災拠点につきましては、先ほども御説明申し上げましたように、歳入の予算では一億二千二百万円を今回上げさせていただいております。

土地の売り払いの契約の中でございますが、私の記憶しておるところ、一件当たり五千平米以上について議会承認を得るということであつたと思っております。

それで、今後、買うほうも、当然国には五千平米以上売り払ひますので議決を必要とすると思っておりますので、議会のほうにその議案として今後処理させていただきたい。まだ契約のほう

は一件もされておりませんので、契約した段階でそのような手続を踏ませていただきたいと思います。以上です。

道水路を除きまして、国交省のほうの購入としては一万四千五百平米でございます。それから養老町購入分につきましては、五千六百平米、今のところ約でございますが、これは道水路を除いた実面積でございます。

先ほど答弁がありました、道水路を入れますと二万一千平米の事業用地というようになります。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） 伊藤スポーツ推進課長、答弁。

○教育委員会スポーツ振興課長（伊藤公一君） 土地の売り払い金の関係で、私もスポーツ振興課、管轄が町民プールがございまして、スポーツプラザ養老でございますが、その西側に現在東海環状自動車道の関係で九百八十八平米、これは実測でございますが、公簿では九百十六・九五平米で六筆ございまして、こちらの中村議員の御質問のほう、議会で議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例というのがございまして、議会事務局のほうも確認させていただきました。先ほど建設課長が話されましたように、土地については一件五千平方メートル以上のものに限るということになっておりましたので、このような形で議会のほうは御説明させていただいて、こちらのほうには上げさせていただいていないということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） プールの件につきましては九百十五万、これはたしか七百万円と五千万と両方関連しているのではないかと、この辺は思っていますので、その辺はもし違っておればまた後ほど御指摘願いたいと思います。

もう一点、その土地の関係で、防災拠点の話が出ておりますが、今現在、既にその土地は養老町の土地になっているかどうかということをや一度確認したいと思えます。なっております場合、後ろに出てくる補正で土地の購入一億二千万出ていますよね。これとの整合性が、売り払いはしますよと、片方で一億二千万で買いますよ、行って来いというふうな考えだと思います。すけど、それはいかにも政策的に議会を軽視したやり方だと思っております。

少なくともこの項目で、町有地の土地を売るんですよ。売るときには、先ほど来七百万以上、五千平米以上の場合には議会の承認を得なさいということになっているんですよ。それを、国から金を来るやつをもらって、それで売り払いをしてしまうんだというやり方は、これはちょっと暴挙過ぎへんかなというか、乱雑というか、いかにも議会を軽視したやり方であると同時に、これはしかし、はっきりと町民にわかるやり方をやっていないかと、防災基地の関係は僕はぜひやってもらいたいと思えますし、大いに賛成です。間違いないようにひとつ。

ただ、新聞に載ったことは残念でありますけど、いずれにしてもそれはこっちへ置いておいて、この問題は、要するに行つて帰りたいということですよ、話をずうっと先ほど来聞いておきますよ。そういう問題じゃないと思うんですよ。条例は条例できちんとした条例があるんです。しっかりとその辺はわきまえてやってもらわないと、これは簡単に行つて帰つてでやつて、国から金が入ってくるでそれを買ってもらうんやという言い方だと私は思っていますよ、先ほど来言っています。

それはいいですよ、買ってもらうのはいいですけど、買ってもらうについて、少なくとも一億二千万近い大きな金が動く、そし

て土地も二万一千平米動く。それを早くやりたいでと、早くやつてもらっていいんですよ。やつてもらっていいし、事前に議会でもかけてもらえばいいんですよ、どんどんと。それを勝手にやられるということになると、非常にこの定例会で上がっておる、議会としては非常に承認しにくい項目だと私は思っておりますが、町長、いま一度、大変申しわけないですけど、お答え願いたいと思います。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） まず売り払いの平米数は五千平米でございますが、今ちよつと調べておりましたら七百万以上ということなことで、議員のおっしゃるとおりではなからうかというふうに思っております。

ただ、今回の補正に出させていただいたのは実際に契約をしたわけではございませんので、予算としての確保ということで、まず出させていただいたということでございます。当然、買い取り等のときには、議会に対してきちんと御説明を申し上げたいというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） 今、町長も大変苦しい答弁をされておるようですけど、この土地売り払い代金、僕は項目を変えて、国から金をもらって、そして今度の防災基地の金に使うよというふうには、やっぱり収入のあり方を考えていかないと、このやり方ではいかにも乱暴ですよ。本当に、これは誰が聞いても、ここに条例を私持っていますけど、条例に関してしっかりと頭に置いておかないと、国から金をもらいますよ、もらってまうのはいいですよ。ただ、売り払い代金としてもらってしまうと、どっちみち最終

的には売り払い代金になるかもしれないよ。なるかもしれないけど、今回この補正で売り払い代金を上げられると、我々議会としては非常に認めにくいという点が出てくるんです。

だから、私が言っておるように、国の金が入ってくるのを、例えばここに地域の元氣臨時交付金というような新しい項目が載っていますけど、そういう形でもいいで国から入れてもらって、そして、いかどうかわかりませんが、私が今勝手に提案しておるんですけど、やつてもらわないと、この売り払い代金でこのままどうしてもやるということになれば、私はちよつと一考えさせていただかなきゃならんと。

これは、しかし本当にもつと慎重に取り扱っていくべきだと思しますので、建設部長、ちよつと一遍答弁をひとつ。

○議長（田中敏弘君） 柏渕産業建設部長、答弁。

○産業建設部長（柏渕裕昭君） ただいまの中村議員の件ですが、売り払いが問題だといったことなんですが、これは今までの説明にもありましたように、国と、この防災拠点においてさまざまな協議をやってきました。その中で、この防災拠点につきましては、面積がかなりの面積になるということと、実際には大堤防の高さで平地が広がるということで、その使用については、国の分、あるいは町の分と分けるのはなかなか難しいというのが現状です。結局、使うときにはここからここまでは国だから国でしか使えませんよとか、それでは防災拠点にならないもので、一体として使うものがございます。そういった面で、国との協議の中で、これは一緒にやっていきましようというような協議が行われました。

その中で、お金のやりとりなんですけど、それについても、一体の事業なんだから、まずは全ての底地を町のほうで取得、それか

ら国のほうも一定の基準がございまして、ある必要面積以上の事業はなかなか難しいですと、こういったことが協議の中で出てきましたので、その分については国のほうでお支払いしましょうと、そういった協議ができたわけでございます。

今その性質の面からいって、補助金とか交付金とか、そういったものではないということでございます。その面で、土地の売り払いというふうには、これは性質が違うということで、やむを得ずこういった形にさせていただいたということでございます。

この点につきまして、議会のほうに十分な説明が今までできていなかったということでございます。その点につきまして、本当に心からおわび申し上げます。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十二番 岩瀬進君。

○十二番（岩瀬 進君） 一つだけ確認をさせていただきます。

先ほど地方改善事業の中で一つの答弁がございましたが、基本的には、これにつきましては、大分前になると思いますが、よろう湯の大規模改修はしないという議会からの申し入れが伝えられているはずでございます。こうしたものに対して、非常に大きな問題が出てきたらその場で廃止すると。先ほど町長から答弁ありましたように、そういう形の申し合わせが議会からも出ております。検証していただきたいと存じます。

そのときに、料金の問題も出ました。ここに集います皆さん方の非常に健康豊かなものをつくりたいということで、これにはぜひとも必要であるという一つの話がございましたが、それにはゲンちゃんバスを利用、オンデマンドバスを利用したという形の福祉施設やいろんなものができましたし、全て私は一つの同和対

策事業、一つの地域対策特別事業で、全ての家に一つのバス・トイレ付きの住宅完備が整ったわけです。そうした中で、このよろう湯に対しては厳しい形での取り組みをお願いしたいと。

いま一つ、今料金は幾らであるのか。あれから一つも変わっていないと存じますが、この点だけ確認をします。池田町、海津町ともに二百円の入浴料を取っているわけですが、ここは幾らで今開放しておるのか、その点を一つお聞きしたいと存じます。

なお、先ほどから皆さん方に厳しい質問がございしますが、一つだけ私どもは皆さんに御報告もしておきますが、水道関係につきましては、水道課として、七月に三件、それから八月に十九件、十一月十六日には百九十六件に未納通知書を出して給水をとめるというような厳しい中での料金徴収に努力をしてきた水道課の職員に対しては、私は敬意を表したいと存じます。これからも、使用料、やっぱり一つのは毅然たる態度で公務執行を図ると、これについてこういった方向だけは、今前に並んでおります公務員でございしますので、よろしくお願いをしたいと思います。一つの点の確認だけお願い申し上げます。

○議長（田中敏弘君） 松永住民人権課長。

○住民福祉部住民人権課長（松永博孝君） 岩瀬議員の質問にお答えいたします。

現在のよろう湯の利用料金でございますが、大人が百五十円、子供が六十円、洗髪券が十円となっております。以上です。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に日程第十四、議案第八十二号 平成二

十五年度養老町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に日程第十五、議案第八十三号 平成二

十五年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算を議題と

します。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に日程第十六、議案第八十四号 平成二

十五年度養老町上水道事業会計補正予算を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に日程第十七、議案第八十五号 平成二

十五年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に日程第十八、議案第八十六号 平成二

十五年度養老町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 九ページの介護サービス給付費の保険

給付費の関係ですけれども、地域密着型介護サービスの給付金が補正額として三千九百万円余減額されているわけですけれども、この要因はどういうふう考えたらよろしいか。

○議長（田中敏弘君） 野村健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（野村博治君） ただいまの水谷議員の御質問でございますが、介護給付費の介護サービス給付費、二目の地域密着型介護サービス給付費の今回の三千九百五十三万円の補正減の内容でございます。

主な内容としましては、当初予算で見込んでおりました地域密着型介護サービス給付費の中でも、小規模特別養護老人ホーム、ただいまさくまクリニックの前で建設中でございますが、こちらのほうは（仮称）養老長屋と申します。こちらのほうの設計が若干変更がございまして、着工におくれがございまして、平成二十六年四月オープンの予定でございます。この分を平成二十五年年度当初予算で一千七百四十四万六千六百三十二円見ておりました。今年度中には開所されないということで、この分を全額減をいたしました。

そのほかに、認知症の対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護、それからもう一つ認知症対応型共同生活介護でございますが、こちらの事業所につきましては、平成二十四年度から営業している事業所が多くございまして、当初予算では定員数満額を予算計上しておりましたが、こちらのほうも平成二十五年度も半年

が経過しまして、事業所の稼働率を把握いたしましたので、その状況に応じて相当額を補正減したというところでございます。以上です。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に日程第十九、発議第四号 中国による

防空識別圏設定に抗議し撤回を求める決議についてを議題とします。

ただいま議題といたしました決議案を事務局より朗読いたします。

○議会議務局書記（稲川諭実彦君） 中国による防空識別圏設定に

抗議し撤回を求める決議について朗読します。

去る十一月二十三日、中国政府は東シナ海上空に防空識別圏を設定した旨、一方的な発表を行った。この防空識別圏において、我が国保有の領土である尖閣諸島の上空をあたかも「中国領空」

であるかのごとく扱っていることは、我が国の領土主権への重大な侵害行為と断じざるを得ず、到底容認できない。

同時に、中国政府はこの防空識別圏の大半が公海上に設定されているにもかかわらず、国際社会の一般的な慣行に反し、あたかも自国の領空と同様の強制力を他国の航空機に及ぼす旨表明した。係る一方的な措置は、国際社会の普遍的なルールである公海上空における飛行の自由を不当に制約するものであり、東シナ海における緊張を一層高め、ひいてはアジア太平洋地域の平和と安定を脅かしかねない危険な行為である。

今回の中国政府の発表に対しては、我が国はもとより、諸外国から懸念や抗議の声が上がっている。中国政府は、このような世界の声に謙虚に耳を傾け、国際社会の一員として責任ある理性的な行動をとるべきである。

ここに、本町議会は、中国政府による一方的な現状変更の試みは断固容認せず、我が国の主権を侵害する無謀かつ危険な措置に対して厳重に抗議し、公海上の飛行の自由を制限する一切の措置の即時撤回を求めるものである。

政府は、国際社会、国際機関と緊密に連携し、中国に対してあくまで冷静かつ毅然たる姿勢で対応することで、我が国周辺の平和と安定を維持し、もって国家主権と国民の安全を確保するよう、必要な措置をとるべく全力を傾注すべきである。

以上のとおり決議する。

平成二十五年十二月二十日、岐阜県養老郡養老町議会。

○議長（田中敏弘君） この決議案は、全議員からの発案ですので、

趣旨説明、質疑及び討論を省略して採決を行いたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕



○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、本案についてはただいまのとおり行うことに決定いたしました。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田中敏弘君） お諮りします。

この第四回定例会の審議内容等を報告する機関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第四回定例会の審議内容等を報告する機

関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田中敏弘君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにしたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定いたしました。

○議長（田中敏弘君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成二十五年第四回養老町議会定例会を閉会いたします。長時間、御苦労さまでございました。

（閉会時間 午後〇時十分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた  
めここに署名する。

平成二十五年十二月二十日

議長 田 中 敏 弘

議員 松 永 民 夫

議員 中 村 辰 夫